

令和2年4月13日

都道府県・指定都市市民活動担当 御担当者殿

内閣府政策統括官（経済社会システム担当）付
参事官（共助社会づくり推進担当）

出勤者7割削減を実現するための要請について（協力依頼）

平素より、共助社会づくりの推進に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、令和2年4月7日、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されました。同日に変更された新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針において、「接触機会の低減に徹底的に取り組めば、事態を収束に向かわせることが可能であり、以下の対策を進めることにより、最低7割、極力8割程度の接触機会の低減を目指す」こととしております。

具体的には、貴職の所轄の特定非営利活動法人に対し、

- ①オフィスでの仕事は、原則として自宅で行えるようにする。
- ②どうしても出勤が必要な場合も、ローテーションを組むことなどによって、出勤者の数を最低7～8割は減らす、
- ③出勤する者については、時差通勤を行い、社内でも人の距離を十分にとる、
- ④取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組みを説明し、理解・協力を求める

といった取組みの実施に向けて、周知の程よろしくお願い申し上げます。

なお、「参考資料1」に挙げる、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」に該当する特定非営利活動法人については、上記に関わらず、「三つの密」を避けるため取組みなど十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、出勤者7割削減に取り組んでいただくよう、周知をお願い申し上げます。

以上